

# 建設業者監督処分簿

## 1 処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	株式会社浜田興業	代表者氏名	浜田 征法
主たる営業所の所在地	境港市栄町20		
許可番号	鳥取県知事(般-3)第6801号	許可を受けている建設業の種類	土・建・大・左・と・石・屋 ・タ・板・ガ・塗・防・内・ 絶・具・解

## 2 処分に関する事項

処分年月日	令和8年6月30日	処分を行った者	鳥取県知事
根拠法令	建設業法第29条第1項(第2号、第8条第7号該当)		
処分の内容	建設業法第29条第1項に基づく建設業許可の取消し		
処分の原因となった事実	<p>株式会社浜田興業の役員が、刑法(明治40年法律第45号)第246条第2項及び同法第60条並びに令和4年法律第61号による改正前の犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成19年法律第22号)第30条第2項後段及び同条第1項前段の規定に違反し、拘禁刑以上の刑に処され、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者に該当するに至った。</p> <p>このことは、建設業法第29条第1項第2号「許可の欠格要件に該当するに至った場合」に該当する。</p>		
その他参考となる事項			